震災後初めての 生涯学習発表会 生涯学習発表会

平成27年12月6日(日)、広野町中央体育館で東日本大震災後初めての第19回広野町生涯学習発表会を開催しました。震災以降、活動が縮小する中であっても、各団体が創意工夫し、団員・会員が一体となって練習に励み、8団体がその成果を披露しました。

















介護保険の要介護認定を受けている人へ

所得税、町県民税の控除を 受けられる場合があります

所得税や町県民税を確定申告する際、要介護認定を受けている人や介護保険サービスを利用して自己負担がある人は、要件を満たすことで医療費控除や障害者控除が受けられる場合があります。

医療費控除

○介護保険サービスの場合

震災の影響により利用者負担が免除されている人は、平成27年分は食費および居住費の みが対象になります。控除を受ける場合は、医療費控除の対象となる金額が記載された領 収書が必要です。

サービスの種類		医療費控除の対象
居宅サービス	通所リハビリテーション(デイケア)	食費として支払った額
	短期入所療養介護(ショートステイ)	食費、居住費として支払った額
施 設 サービス	介護老人福祉施設	食費、居住費として支払った額の1/2
	介護老人保健施設	食費、居住費として支払った額

[※]利用者負担が免除されていない人は、上記以外にも医療費控除の対象があります。詳細については福祉介護課 までお問い合わせください。

○おむつ代の場合

①医療費控除を受けるのが初めて(1年目)の人

医師が証明する『おむつ使用証明書』と領収書が必要です。

②医療費控除を受けるのが2年目以降の人

介護保険係で主治医意見書の内容を確認し『おむつ代に係る医療費控除確認書』を交付します。確認書と領収書があれば、医療費控除の対象となります。

喧害者控除

身体障害者手帳等を持たない65歳以上の人で、平成27年12月31日現在要介護認定を受け、一定の要件を満たす人は障害者控除の対象となります。控除を受けるためには、『障害者控除対象者認定書』が必要です。認定書は申請により発行しますので、該当の有無は福祉介護課までお問い合わせください。

問 福祉介護課 介護保険係 ☎0240-27-2115

9 広報ひろの 2016.1 No.533